

参考資料

◎ 浄化槽法第11条検査実施要綱

◎ 効率化検査ガイドライン



浄化槽法第 11 条検査実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、浄化槽法第 57 条の規定に基づき知事が指定する検査機関（一般社団法人大阪府環境水質指導協会。以下「協会」という。）が実施する同法第 11 条に基づく定期検査（以下「11 条検査」という。）について、同法施行規則第 55 条の指定の基準に規定する「検査業務の適正かつ確実な実施」を確保するために必要な事項を定める。

(検査の方法等)

第 2 条 11 条検査は、「浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について（平成 7 年 6 月 20 日付け衛浄第 33 号厚生労働省生活衛生局水道環境部長通知（以下『部長通知』という。）」に基づく検査（以下「全項目検査」という。）を実施するものとする。

2 処理対象人員 10 人以下の浄化槽（みなし浄化槽を含む）については、別に定める効率化検査ガイドラインに基づく外観検査、水質検査等（以下「効率化検査」という。）を協会の責任と監督のもと、協会に行わせることができるものとする。

3 効率化検査に基づく外観検査及び採水等の業務（以下「採水員業務」という。）は、府内で浄化槽保守点検業の登録を受けている業者のうち、一定の要件を満たす者（以下「指定保守点検業者」という。）に協会が委託することができるものとする。

また、採水員業務は、当該指定保守点検業者に属する浄化槽管理士のうち、一定の要件を満たす者（以下「採水員」という。）に指定保守点検業者が行わせるものとする。

4 効率化検査を実施した浄化槽については、11 条検査の客観性及び公平性を確保するため、5 年に一回、協会の検査員（以下「検査員」という。）による全項目検査を行う。

5 指定保守点検業者の指定の方法、採水員の資格要件及び採水員業務については、協会が府と協議して定めることができる。

(効率化検査による水質検査)

第 3 条 水質検査に関する検査項目のうち、透視度及び総残留塩素濃度については、現場で測定する。

2 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の検査は、協会又は協会があらかじめ指定した計量証明事業所で行うものとする。

(11条検査の総合判定)

第4条 総合判定は、全項目検査については法定検査判定基準に基づき、また、効率化検査については別に定める効率化検査ガイドラインに基づき、項目ごとの判断結果を踏まえ、協会が行うものとする。

2 前項の検査結果の浄化槽管理者への通知は、協会が行う。

(法定検査適正化委員会)

第5条 効率化検査の適正な実施と信頼性を確保するため、協会に法定検査適正化委員会を設置する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、府と協会が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月2日から施行し、効率化検査については平成25年9月1日から実施する。

効率化検査ガイドライン

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、大阪府内での効率化検査の実施にあたって、検査項目、項目ごとの判断、総合判定、精度管理等について具体的に定め、検査の適正な実施と判定の統一を図ることを目的とする。

2 効率化検査対象浄化槽

効率化検査は、処理対象人員 10 人以下の浄化槽（みなし浄化槽を含む）を対象とする。

なお、協会が必要と認める浄化槽については、府と協議の上、協会による検査を実施する。

3 基礎的事項の情報把握

採水員は、検査項目ごとの判断を適正に行うため、検査に先立ち浄化槽に関する基礎的な情報として、次の事項を可能な限り把握する。

- ① 浄化槽管理者等氏名
- ② 浄化槽設置場所及び連絡先
- ③ 浄化槽設置年月日及び使用開始年月日
- ④ 浄化槽製造業者及び型式
- ⑤ 処理対象人員（人槽）及び実使用人員
- ⑥ 建築物用途
- ⑦ 処理方式及び BOD の処理目標水質
- ⑧ 清掃業者、保守点検業者
- ⑨ 医薬品の常時使用等の特殊な使用条件
- ⑩ 放流先

4 効率化検査における検査項目

効率化検査は外観検査、水質検査及び書類検査で構成し、協会が定める現場調査票に記載する。

(1) 外観検査

外観検査は次の項目について検査する。

- ① 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況
- ② 流入管渠（路）の水流の状況
- ③ 放流管渠（路）の水流の状況
- ④ 悪臭の発生状況
- ⑤ 消毒設備の固定状況
- ⑥ 消毒剤の有無
- ⑦ 処理水と消毒剤の接触状況
- ⑧ 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況
- ⑨ ばっ気装置の稼働状況

- ⑩ 油脂類の流入の状況
- ⑪ 溢流の状況
- ⑫ 漏水の状況
- ⑬ か、はえ等の発生状況

(2) 水質検査

- ① 総残留塩素濃度
- ② 透視度
- ③ BOD

(3) 書類検査

下記項目の過去3年間分の記録等を検査する。

- ① 保守点検記録の有無及び保守点検の状況
- ② 保守点検の回数
- ③ 清掃記録の有無及び清掃の状況
- ④ 清掃の回数

その他、浄化槽の構造上重大な欠陥が認められた場合や、浄化槽管理者に注意を促す必要のある事項についても「特記事項」に記載すること。

5 検査項目ごとの判断方法

(1) 判断にあたっての考え方

検査項目ごとの検査結果の判断は、以下の三段階とする。

- ① 望ましい状態にある、又は異常が認められない。(以下「良」という。)
- ② 一部望ましくない状態又は異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が可能な程度であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。(以下「可」という。)
- ③ 望ましくない状態又は異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らか。(以下「不可」という)

なお、浄化槽の機能については、個々の検査項目の検査結果からだけでは判断が難しい場合も想定できるが、ここではまず検査項目ごとに検査結果を三段階に分類して判断を行う。このため、検査項目ごとの検査結果と総合判定とは必ずしも直接リンクしない場合もあることに留意する。

また、外観検査等で環境保全上若しくは公衆衛生上重大な支障があると認められる場合は、協会を通じ関係行政機関に連絡する。

(2) 具体的な判断方法

① 外観検査

外観検査に係る検査項目ごとの判断方法は、別紙1のとおりとする。

② 水質検査

水質検査に係る検査項目ごとの判断方法は、別紙2のとおりとする。

③ 書類検査

書類検査に係る検査項目ごとの判断方法は、別紙3のとおりとする。

6 二次検査

効率化検査を実施した浄化槽については、次の場合、協会の検査員による二次検査を行う。

① BOD値が「不可」であり、その原因が現場調査票等から判断できない場合

② 現場調査票の特記事項等から、協会が必要と認めた場合

この場合、検査は全項目検査を行い、なおこれに係る検査手数料は徴収しないものとする。

7 総合判定

(1) 総合判定にあたっての考え方

総合判定は、協会が現場調査票とBOD検査結果を総合的に勘案して、「適正」、「概ね適正」及び「不適正」のいずれに該当するかを判定する。

「適正」	浄化槽の維持管理及び設備等に問題があると認められない場合
「概ね適正」	「適正」及び「不適正」以外の場合
「不適正」	浄化槽の維持管理及び設備に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合

(2) 具体的な総合判定方法

5で示した検査項目ごとの判断結果を踏まえ、総合判定は別紙1～別紙3に示すチェック項目及びその判断方法に基づき、以下のとおりとする。

「適正」	検査項目区分A、AAに不可がない
「概ね適正」	適正、不適正以外のもの
「不適正」	以下のいずれかの場合 検査項目区分AAが不可 外観、水質、書類のいずれか2分類のA項目が不可

8 総合判定が「不適正」と判定した場合の対応

効率化検査で「不適正」と判定した場合、協会はその結果を速やかに行政機関に報告する。行政機関は、必要に応じて改善指導を行う。

なお、「不適正」と判定された浄化槽は、翌年は協会による全項目検査を実施するものとする。

9 効率化検査の精度管理

- (1) 浄化槽法第 11 条検査実施要綱第 5 条の規定に基づき協会は「法定検査適正化委員会」を設置し、効率化検査が適正に実施されていることを確認する。
- (2) 浄化槽法第 11 条検査実施要綱第 2 条第 4 項の規定に基づき協会は、5 年に 1 回の全項目検査を実施するとともに、次の方法でクロスチェックを行う。
 - ① クロスチェックを行う浄化槽は、採水員毎に適切な方法で抽出する。
 - ② クロスチェックを行う対象施設に対し、直接管理者に連絡の上、効率化検査に準じた検査を行う。
 - ③ クロスチェックの実施期間は、効率化検査実施日より 1 ヶ月以内とする。
 - ④ クロスチェックの頻度については、毎年の検査実施数の 1% 以上とする。

10 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項については、府と協会が協議して定める。

外観検査に係るチェック項目及びその判断方法

1 設置状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	区分
漏水及び溢流の状況	①漏水の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	管渠および槽本体から環境への漏水をチェックする。	AA
	②溢流の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	管渠および槽本体から環境への溢流をチェックする。	AA
浄化槽上部等の状況	③浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	異常なし	物が置かれているが、移動可能であるなど、維持管理作業性に与える支障は軽微	構造物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、安全性及び維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかであること。	浄化槽上部、周辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無等についてチェックする。	AA
内部設備の固定状況	④消毒設備の固定状況	異常なし	消毒装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	消毒装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		AA

2 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	区分
ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	⑤ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均衝等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞又は破損等が認められるなど処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフイス等を含む。	A

3 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	区分
管渠、升及び各单位装置間の水流の状況	⑥流入管渠(路)の水流の状況	異常なし	汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚泥の堆積等が認められる。	流入管渠には、油脂分離槽を含む。	A
	⑦放流管渠(路)の水流の状況	異常なし	処理水の停滞が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良、破損、蒸発装置、浸透装置の不良が認められる。	放流管渠には、蒸発装置、浸透装置を含む。	A
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	⑧沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の著しい堆積又はスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	AA

4 使用の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	区分
特殊な排水等の流入状況	⑨油脂類の流入状況	異常なし	油脂類の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれ小さい。	油脂類の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A

5 悪臭の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	区分
悪臭の発生状況	⑩悪臭の発生状況	異常なし	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。		AA

6 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	区分
消毒の実施状況	⑪消毒剤の有無	充填されている。	—	充填されていない。		A
	⑫処理水と消毒剤の接触状況	異常なし	—	処理水と消毒剤の接触不良が認められる。		A

7 か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	区分
か、はえ等の発生状況	⑬か、はえ等の発生状況	異常なし	か、はえ等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。		B

水質検査に係るチェック項目及びその判断方法

チェック項目	単独・合併	浄化槽の BOD 処理性能	良	可	不可	区分
①総残留塩素濃度	単独処理浄化槽	—	検出される	—	検出されない	A
	合併処理浄化槽	—	検出される	—	検出されない	
②透視度	単独処理浄化槽	—	7 度以上	4 度以上 7 度未満	4 度未満	A
		60mg/L 以下	10 度以上	5 度以上 10 度未満	5 度未満	
		30mg/L 以下	15 度以上	12 度以上 15 度未満	12 度未満	
	20mg/L 以下	20 度以上	15 度以上 20 度未満	15 度未満		
③BOD	単独処理浄化槽	—	90mg/L 以下	90 mg/L 超 120mg/L 以下	120mg/L 超	A
		60mg/L 以下	60mg/L 以下	60mg/L 超 80mg/L 以下	80mg/L 超	
	合併処理浄化槽*	30mg/L 以下	30mg/L 以下	30mg/L 超 40mg/L 以下	40mg/L 超	
		20mg/L 以下	20mg/L 以下	20mg/L 超 30mg/L 以下	30mg/L 超	

* ただし、合併処理浄化槽においては、BOD160mg/L を超えた場合、総合判定を「不適正」とする。

書類検査に係るチェック項目及びその判断方法

1 保守点検記録

チェック項目	良	可	不可	区分
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。かつ、保守点検が行われていないことが確認できない。	A
②保守点検の回数	通常の使用状態において法令で定められた回数以上である。又は、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われている。	—	通常の使用状態において法令で定められた回数より少ない。又は、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われていない。	A

2 清掃記録

チェック項目	良	可	不可	区分
③記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。かつ、清掃が行われていないことが確認できない。	A
④清掃の回数	法令で定められた回数以上である。	—	法令で定められた回数より少ない。	A

